



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 公 告
- 優良映画等の推奨……………
 - ……………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…四

告示

●東京都告示第四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十一日

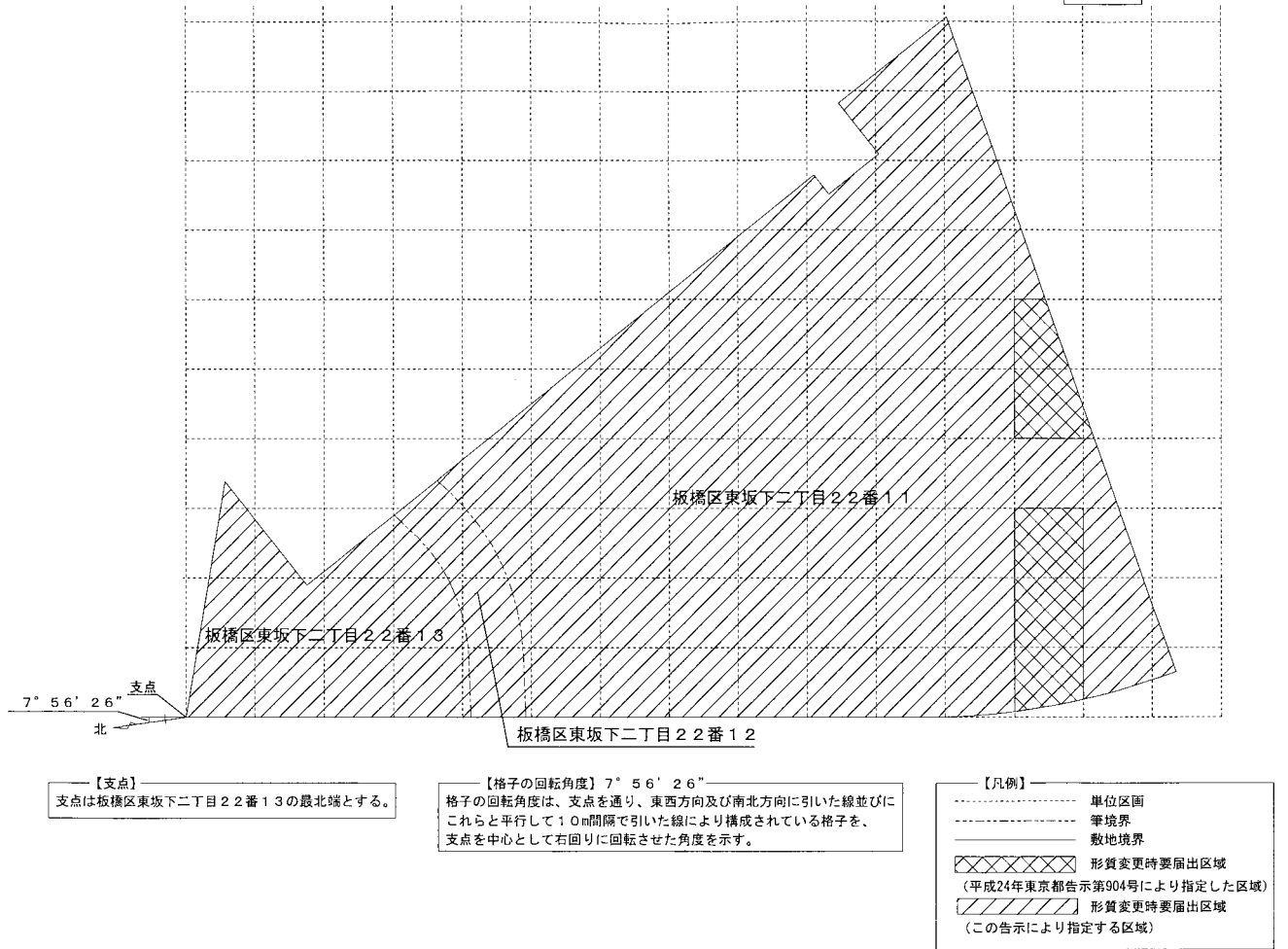
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区東坂下二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十一日

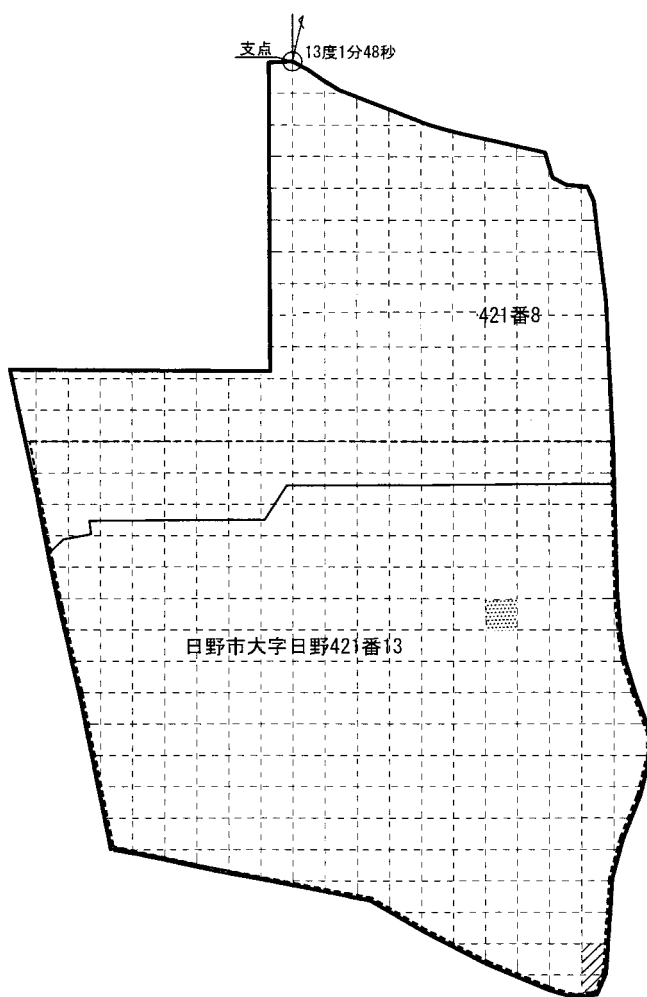
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市大字日野地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



| | |
|---------------------|---|
| 【凡例】 | 【支点】 |
| —— 敷地境界 | 支点は、日野市大字日野421番8の最北端とする。 |
| - - - - 調査対象地 | 【格子の回転角度（13度1分48秒）】 |
| —— 筆境界 | 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。 |
| - - - - 10m格子（単位格子） | |
| ▨ 要措置区域 | |
| ▨ 指定を解除する区域 | |

●東京都告示第四十九号

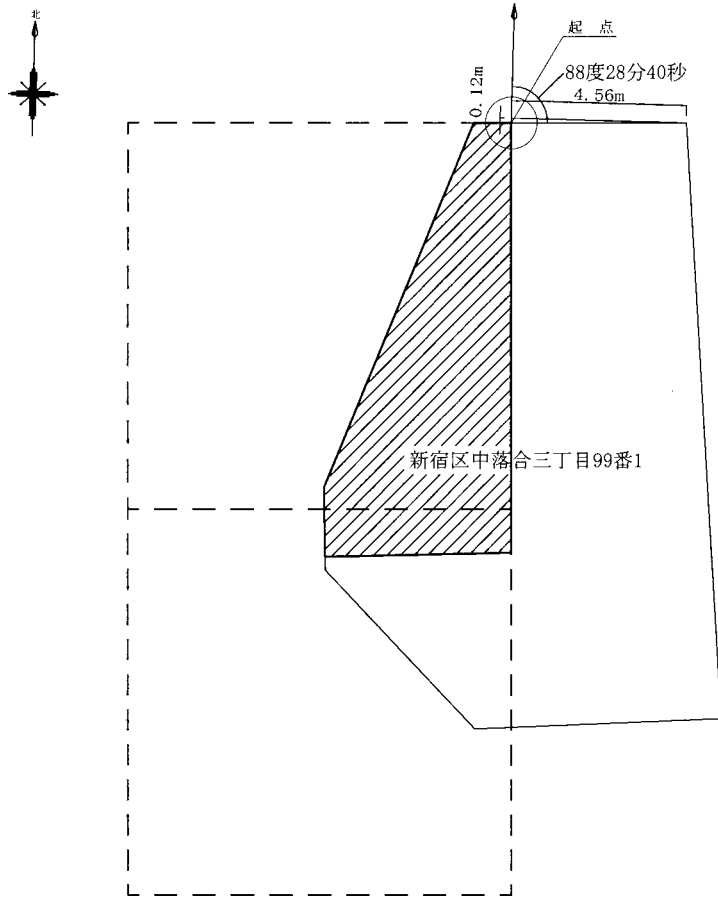
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成三十年東京都告示第四百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区中落合三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



(凡例)

- - - : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 指定を解除する区域

(起点)

起点は、新宿区中落合三丁目99番1の最北端から真西へ4.56m、更に真南へ0.12mの地点とする。

(格子の回転角度(88度28分40秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001



公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和元年五月二十一日

東京都知事 小池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四五九 映画 ある町の高 い煙突 ムーブ 合同会社K 青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

四六〇 映画 泣くな赤鬼 「泣くな赤鬼」製作委員会 同右